

職員クレド（行動規範）について

「市民への約束」は、市民サービス向上に向けて、職員の意識改革の方針を明確にしたものであり、昨年9月には、新たな「市民への約束」を制定したところです。

この度、職員が仕事に従事する際の拠り所となるよう、「市民への約束」をより具体的な行動レベルで示した職員クレド（行動規範）を策定し、実践していきます。

1 職員クレド（行動規範）策定の目的

地域の魅力を最大限に引き出し、市民サービスや職員のモチベーションを向上させるための取り組みとして、職員の目指すべき姿や行動を明文化し、職員一人ひとりが主体的に、適切かつ迅速な判断、行動が出来るようになることを目的に職員クレド(行動規範)を策定する。

※「クレド」はラテン語で「志」「信条」「約束」などを意味し、一部の民間企業等では「企業理念」や「行動指針」として策定されている。

2 職員クレド（行動規範）

「市民への約束」の各項目に紐づく9点の具体的な行動をまとめました。
(別紙のとおり)

3 職員クレド（行動規範）の実施

- (1)職員クレドは、令和6年4月1日から実施していきます。
- (2)全職場への掲示など周知を図り、職員クレドを仕事の拠り所として実践していきます。